

2018年9月6日
商工中金

「平成30年台風第21号に係る災害に関する相談窓口」の開設について

1. 相談窓口の開設

商工中金は、平成30年台風第21号に係る災害により、被害を受けられた中小企業の方を対象とする「平成30年台風第21号に係る災害に関する相談窓口」を、2018年9月6日(木)、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県内の全営業店に開設しました。

被害を受けられた中小企業の皆さまからのお借入のお申込み等に対して、懇切・丁寧かつ個別の実情に応じた迅速な対応を行ってまいります。

○相談窓口開設店舗

営業店名	住 所	電話番号
大津支店	滋賀県大津市浜大津1-2-22	077-522-6791
彦根支店	滋賀県彦根市旭町9-3	0749-24-3831
京都支店	京都府京都市下京区綾小路通烏丸西入童侍者町159-1	075-361-1120
大阪支店	大阪府大阪市西区阿波座1-7-13	06-6532-0309
堺支店	大阪府堺市堺区竜神橋町2-1-2	072-232-9441
梅田支店	大阪府大阪市北区芝田2-1-18	06-6372-6551
船場支店	大阪府大阪市中央区南船場1-18-17	06-6261-8431
箕面船場支店	大阪府箕面市船場東2-5-55	072-729-9181
東大阪支店	大阪府東大阪市長田中2-1-32	06-6746-1221
神戸支店	兵庫県神戸市中央区伊藤町111	078-391-7541
姫路支店	兵庫県姫路市総社本町111	079-223-8431
尼崎支店	兵庫県尼崎市東難波町5-19-8	06-6481-7501
奈良支店	奈良県奈良市林小路町8-1	0742-26-1221
和歌山支店	和歌山県和歌山市十番丁2-1	073-432-1281

2. 災害復旧資金の内容

今般の災害に係るご融資の対応といたしましては、以下の通り商工中金独自の災害復旧資金の取扱いを行うとともに、既往貸付金の返済猶予についても、個々の被災事業者の実情に応じて弾力的な取扱いを行うことといたします。

資金使途	平成30年台風第21号による災害により、被害を受けた皆さまが災害の復旧に伴い必要とする設備資金・運転資金
貸出金額	限度の定めなし
貸出期間 (据置期間)	(1) 設備資金20年 (据置期間3年) 以内 (2) 運転資金10年 (据置期間3年) 以内
貸出利率	商工中金所定の利率